

第1章 総 則

第1条 本制度は、歯周病学の専門知識と臨床技能、および豊富な経験を有する優れた歯科医師を歯周病専門医(以下、専門医とする)として、歯周病専門医研修カリキュラムに基づき、専門医への研修を実施している専門医研修施設(以下、研修施設とする)として認定し、歯周病治療に関する高度な歯科医療水準を維持するとともに、知識・技能の継続的な向上に関する管理を通して、社会の医療と福祉に広く貢献することを目的としている。

第2条 前条の目的を達成するため、特定非営利活動法人日本歯周病学会(以下、本学会とする)は、歯周病専門医審査委員会(以下、委員会とする)を設け、専門医制度及び専門医認定の実施に必要な事業を行う。

第2章 組 織

第3条 この目的を達成するために本学会は委員会を置く。

- (1) 本規則第7条に定める専門医研修施設(以下、研修施設とする)に関する事項
- (2) 専門医に関する事項
- (3) 指導医に関する事項

第4条 委員会委員の選出は本学会理事会で行い理事長が委嘱する。

2 委員会委員は本学会定款第3章に定める役員または評議員であり、かつ一般社団法人日本歯科専門医機構(以下、機構とする)が認定した専門医である本学会の指導医でなければならない。

3 委員会委員の任期は2年とし、半数交代とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 委員会に委員長1名および副委員長1名を置く。

- 2 委員長は本学会理事の中から理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 3 副委員長の選出は委員の互選による。
- 4 委員長は、委員会の会務を総括するとともに、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

第6条 委員会は、委員の過半数の出席を得て成立する。

2 委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で議決する。ただし、可否同数の時は委員長が決する。

第7条 委員会は、次の各号に示す業務を行う。

- (1) 専門医新規・更新申請者の1次審査、ならびに機構への申請
- (2) 研修施設の申請および更新の1次審査、ならびに機構への申請
- (3) 指導医新規・更新申請者の審査、認定および登録
- (4) 本学会認定医・専門医教育講演の企画運営
- (5) 資格喪失の審査
- (6) その他、委員会が必要と認めた事項

第8条 委員会は必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会については別にこれを定める。

第3章 会 議

第9条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は構成員のほか、委員長が必要と認め、出席を要請した者が出席することができる。

3 委員会は、専門医審査申請を受理後、提出資料について審議する。

4 委員会は、研修施設審査申請を受理後、提出資料について審議する。

5 なお、委員会は、専門医および研修施設としての資格が認められた申請者と申請施設に限り、本学会理事会の議を経たのち、機構へ申請する。申請された専門医および研修施設を機構が相当であると認める場合に、これを機構が専門医および研修施設と認定する。

第4章 細 則

第10条 この規則の施行についての細則は、本学会理事会の議を経て、別に定める。

第5章 改 廃

第11条 この規則の改廃は委員会の発議により，本学会で協議の上，本学会理事会の承認を得て，機構の承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この規則は，令和7年5月22日から施行する。